

記載例

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の両サービスの指定を受けているのであれば、勤務時間は両サービスを合わせた勤務時間を記載してください。
(○ 年 ○ 月分)

サービス種類 (福祉用具貸与 ・ 介護予防福祉用具貸与 ・ 特定福祉用具販売 ・ 特定介護予防福祉用具販売)
事業所番号 (1234567890) 事業所名 (よこはま福祉用具センター)

従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表

同一敷地内の他の職務と兼務している場合は、勤務形態は常勤であればB、非常勤であればDになります。

職種	勤務形態	資格	氏名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月の合計	常勤換算後の人数
				金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日		
管理者	B	-	相模 二郎	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		88	-
福祉用具専門相談員	B	福祉用具専門相談員講習修了者	相模 二郎	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4			4	4	4	4	4		88	
福祉用具専門相談員	B	義肢装具士	橋本 太郎	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	休	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8		176	1
福祉用具専門相談員	B	福祉用具専門相談員講習修了者	津久井 花子	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	8	8			8	8	8	休	8			8	8	8	8	8		176	1
福祉用具専門相談員	D	福祉用具専門相談員講習修了者	大野 菊枝	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6			6	6	6	6	6		132	
福祉用具専門相談員計		他の職務と兼務している場合は職務ごとの勤務時間を記載します。																																	572	3.2

勤務形態 A:常勤専従 B:常勤兼務 C:非常勤専従 D:非常勤兼務

計算はすべて小数点第2位を切り捨て

常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務日数、勤務時間 5 日 (a) 週 40 時間 (b)

常勤職員が勤務すべき1日あたりの勤務時間 8 時間 (c)

当月の常勤職員が通常勤務すべき日数 22.0 日 (d)

常勤職員の勤務すべき曜日が同じ場合 当該月の常勤職員が勤務すべき曜日を足し上げた日数

常勤職員によって勤務すべき曜日が異なる場合の常勤職員が通常勤務すべき日数の計算方法 (a) × 4 + (月の日数 - 28) × (a) ÷ 7

常勤職員の1ヶ月間における勤務時間数 176 時間 (e)

勤務時間は休憩時間を除いた実労働時間で記載します。時間外の勤務については除いてください。

常勤職員の休暇等については、1月を超える休暇を除き、常勤換算の計算上、勤務したもののみなします。その場合、勤務形態一覧表には「休」と記載してください。非常勤職員の休暇は勤務したものとしては認められません。

常勤職員は、他の職務を兼務していないのであれば、合計時間数に係らず常勤換算は1となります。常勤職員が他の職務を兼務している場合、非常勤職員の場合、月途中に採用、又は、退職の場合は、「それらの人の勤務合計時間÷常勤職員の勤務すべき時間数」で常勤換算数を算出します。ただし、非常勤職員が勤務時間数として算入することができるのは常勤職員の勤務

$$(88 + 132) \div 176 = 1.2$$

$$1 + 1.2 = 3.2$$

※小数点第2位切り捨て

●常勤換算…常勤専従職員(予防との兼務は専従とみなす)の人数+(非常勤職員等の勤務時間数合計÷常勤職員の1ヶ月間における勤務すべき時間数(e))